

秩父市グリーン購入基本方針

1 目的

本方針は、国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）の規定に基づき、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、市のすべての機関で環境に配慮した物品の調達（以下「グリーン購入」という。）を計画的に推進し、市の事業活動によって発生する環境負荷の低減を図るとともに、市自らが率先してグリーン購入を推進することにより、市民、事業者等のグリーン購入への取組を促進することを目的とする。

2 対象物品等及び調達手順

本方針によるグリーン購入は、市のすべての機関が行う物品の購入及びサービスの契約（以下「物品等」という。）をいい、消耗品及び備品の購入並びに物品の借上並びに印刷及び公共工事の発注とする。ただし、物品等以外についても、可能な限り本方針に基づくものとする。

3 物品等の調達に当たっての基本的な考え方

物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格、機能及び品質等に加え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して調達するものとする。その際、製品やサービスの生産から流通、廃棄に至るまでのすべてのライフサイクルにおいて環境への負荷の少ないものを選択することが必要であり、適正な価格、機能及び品質を確保し、以下の基準で物品等を調達するものとする。

（1） 調達の必要性の検討

- ①物品等の調達に当たっては、事前に調達の必要性を十分に検討すること。
- ②必要と判断した場合、適正量を十分に検討し、調達総量を必要最小限とすること。

（2） 調達する物品等の選定

- ①環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ②資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ③資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。

- ④長期間の使用ができること。
- ⑤再使用が可能であること。
- ⑥リサイクルが可能であること。
- ⑦再生された素材及び再使用された部品を多く利用していること。
- ⑧廃棄されるときに処理又は処分が容易なこと。
- ⑨包装等が過剰でないこと。
- ⑩エコマーク、グリーンマーク、PETボトル再利用品マーク、省エネ性マーク、バイオマスマーク等の第三者機関が認定する環境ラベルを取得したもの

(3) 物品等の使用

- ①適正な管理を行い、機能及び効果が生かせるよう長期間の使用の徹底に努めること。
- ②分別廃棄等を徹底し、環境負荷の低減が確実に行われるようにすること。

(4) 物品等の調達原則

- ① 物品購入契約担当者は、物品等の選定の際に、環境負荷が少ないと判断される商品を指定すること。

4 調達指針の設定

市は、本方針に基づき、グリーン購入を計画的に推進するため、毎年度「秩父市グリーン購入調達指針」を定めるものとする。

5 推進体制

市におけるグリーン購入の取組の確実な推進を図るため、運用管理は秩父市地球温暖化対策推進本部があたり、把握した実績はホームページ等で公表する。

6 施行

本方針は、平成21年4月1日から施行する。